

令和6年度『国民健康保険税』本算定（確定分）のお知らせ

1. 国民健康保険税の税率

区分	算定基礎	①医療分	②支援金分	③介護分 (40歳から64歳まで)
		国保加入者の 医療費のため	後期高齢者医療 制度のため	介護保険事業 のため
(1)所得割	加入者全員の所得 (合計額)に対して※1	×7.5%	×2.6%	×2.3%
(2)資産割	6年度固定資産税額 (土地・家屋分) ※2	×20.8%	×7.04%	×7.28%
(3)均等割	被保険者1人につき	19,000円	8,500円	8,000円
(4)平等割	1世帯につき	19,800円	8,000円	7,000円
賦課限度額	1世帯につき	65万円	24万円	17万円

※1 算定基礎となる所得…令和5年1月～12月の総所得金額等から基礎控除(43万円)を除いた金額

※2 資産割…固定資産が共有名義であっても持分ごと課税されます

2. 国民健康保険税の計算

●年税額の算出

税率表の(1)～(4)の合計額が年税額になります。

(1)～(3)は加入者一人ずつ計算し、世帯加入者
全員分を合計します。

★国保税の情報は町ホームページ
をご覧ください。計算シートは
ページ下部にあります。



●7月分以降の各月の税額について

4月分から6月分までの税額は仮算定額（暫定分）といい、上記で計算した税額を本算定額（確定分）といいます。本算定額から仮算定額を差引いた額を翌年3月までの9ヶ月に割り振り、毎月の額が決まります。1,000円未満の端数は先頭の月に合計されます。

各月の税額＝（本算定額－仮算定額）÷7月分以降の納期数（端数は調整）

※本算定額が4月分から6月分までに納めた額以下の場合はその差額はお返しします。

●介護保険料と後期高齢者医療保険料について（75歳を迎えられる方）

介護保険料と後期高齢者医療保険料は国保税とは別に納入いただきますが、本算定時にあらかじめ減額分を計算し、月々の税額から減額してありますので、二重には賦課されません。

75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の人は、国保を抜けて後期高齢者医療制度で医療を受けます。

●計算例

この計算例は一例のためモデルケースとは異なります。

被保険者数2人 夫（世帯主:66歳、年金収入275万円（所得165万円）、固定資産税3万円）
妻（62歳、収入0円（所得0円）、固定資産税0円）

区分	算定基礎	税率	算出税額	年税額
医療分	所得割 夫165万円－43万円	×7.5%	= 91,500円	計 155,500円 ① ※限度額65万円以下 のため満額課税 ※100円未満切り捨て
	妻 0円－43万円	×7.5%	= 0円	
	資産割 30,000円	×20.8%	= 6,240円	
	均等割 2人	×19,000円	= 38,000円	
	平等割 1世帯	×19,800円	= 19,800円	
支援金分	所得割 夫165万円－43万円	×2.6%	= 31,720円	計 58,800円 ② ※限度額24万円以下 のため満額課税 ※100円未満切り捨て
	妻 0円－43万円	×2.6%	= 0円	
	資産割 30,000円	×7.04%	= 2,112円	
	均等割 2人	×8,500円	= 17,000円	
	平等割 1世帯	×8,000円	= 8,000円	
介護分	所得割 夫 0円－43万円	×2.3%	= 0円	計 15,000円 ③ ※限度額17万円以下 のため満額課税 ※100円未満切り捨て
	妻 0円－43万円	×2.3%	= 0円	
	資産割 0円	×7.28%	= 0円	
	均等割 1人	×8,000円	= 8,000円	
	平等割 1世帯	×7,000円	= 7,000円	
				①＋②＋③ II 229,300円

40～64歳対象
妻のみ計算

3. 国民健康保険税の軽減

●世帯の所得による軽減

一定の所得以下の世帯は、国保税が軽減されます。

軽減割合	世帯の前年所得金額	区分	軽減する年額		
			医療分	支援金分	介護分
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割(一人)	13,300円	5,950円	5,600円
		平等割(世帯)	13,860円	5,600円	4,900円
5割軽減	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割(一人)	9,500円	4,250円	4,000円
		平等割(世帯)	9,900円	4,000円	3,500円
2割軽減	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割(一人)	3,800円	1,700円	1,600円
		平等割(世帯)	3,960円	1,600円	1,400円

※65歳以上の公的年金等所得者は、所得からさらに15万円を控除し軽減判定を行います。

※所得がない場合でも、住民税の申告をして所得が確定しないと軽減を受けることができません。

●未就学児の軽減

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（小学校入学前の子ども）の均等割額について、2分の1が減額されます。なお、低所得者における軽減措置（上記軽減）が適用されている世帯の未就学児については、当該軽減措置適用後の均等割額の2分の1が減額されます。

●特定世帯、特定継続世帯の軽減

国民健康保険加入者が1人だけの世帯のうち、特定同一世帯所属者(※)がいる世帯を、5年間に限り「特定世帯」といい、平等割の2分の1が減額されます。また、特定世帯軽減を受けていた者は6年目から3年間に限り「特定継続世帯」として平等割の4分の1が減額されます。

※特定同一世帯所属者とは、次のアとイの両方に当てはまる者をいいます。

ア 後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の資格を喪失した者

イ 国民健康保険の被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一世帯に属する者

4. 国民健康保険税の納付方法

●国保税の納税義務者は世帯主です

- ・国保税は世帯全員の合計額が世帯主に課税されます。納税通知書は世帯主宛に届きます。
- ・世帯主が国保加入者でない場合は「みなし世帯主」となり納税義務を負いますが、みなし世帯主の所得割・資産割・均等割は税額に算入されません。

●納税通知書による納付

- ・銀行、コンビニエンスストア、スマホ決済サービスで納めていただける納付書をお送りします。
- ・各納期までの納付をお願いします。

●口座振替による納付

- ・納め忘れのない口座振替をおすすめします。各納期前に預金残高の確認をお願いします。

※後期高齢者医療制度に移行される時の注意点

国保税を口座振替で納めていても後期高齢者医療保険料は自動的に口座振替になりません。

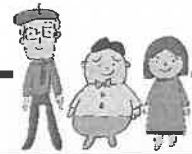
詳しくは後期高齢者医療制度担当からご案内いたします。

●年金からの特別徴収（天引き）

- ・次の全ての要件に該当すると原則として世帯主の年金から特別徴収により納めていただきます。
 - ①加入者全員が65歳～74歳 ②世帯主が国保加入者 ③対象年金受給額が年18万円以上
 - ④介護保険料と国保税の合計額が年金額の1/2を超えない ※口座振替も選択できます。
- ・対象世帯には随時お知らせします。

延滞金の利率 | 納期限から1ヶ月超…貸出約定平均金利+1%+7.3%/納期限から1ヶ月以内…貸出約定平均金利+1%+1.0%

納税相談のご案内 | 国保税等の未納が増えてしまった方を対象に納税相談を随時承ります。
平日ご来庁できない方は、休日納税相談窓口をご利用ください。日程は納入通知書の裏面をご覧ください。



国保のしくみ

日本国内に住んでいる人は全員どこかの健康保険に加入します。健康保険は入りたいときに入る保険ではなく、納めている保険税などで、みんながお互いに助けあう公的な保険（医療保険）です。

下諏訪町国民健康保険は職場などの健康保険（社会保険・健康保険組合・共済組合など）や後期高齢者医療制度に加入している方を除いた町民のみなさんが加入する健康保険です。

国保をやめるとき

国保をやめるときは14日以内に届け出が必要です。下記①～②をお持ちの上役場窓口までお越しください。なお、郵送でも手続き可能です。

- ①国保を抜ける方全員の新しい健康保険証
- ②ご本人確認できるもの（免許証など）

国保をやめるとき（国保の資格を失う日）

- ほかの市区町村へ転出するとき（転出した日）
- 職場の健康保険などへ加入したとき（加入日の翌日）
- 死亡したとき（死亡した日の翌日）
- 生活保護を受け始めたとき（受け始めた日）

保険証は大切に

保険証は、病気やけがなどでお医者さんにかかるときに必要となります。1人に1枚交付されますので、取り扱いに気をつけ、大切にしましょう。

●保険証の更新

（旧）空色→（新）うぐいす色

8月1日からお使いいただく新しい保険証は、7月下旬までに町から送付します。有効期限は令和7年7月31日です。有効期限が切れた保険証は、ご自身で破棄していただいて結構です。

保険証の発行はこれで最後となりますので、マイナ保険証への切り替えをお願いします。

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、一定の自己負担額で診療を受けることができます。

- 国保で受けられる医療
 - ①診察 ②治療 ③薬や注射などの処置
 - ④入院および看護
 - ⑤在宅療養（かかりつけ医による訪問診療）
 - ⑥訪問看護（医師の指示あり）
- 自己負担の割合

小学校入学前	小学校入学後 ～69歳	70歳以上75歳未満
2割	3割	2割 (現役並み所得者3割)

いったん全額自己負担したとき（療養費）

次のような場合は、いったん全額自己負担となりますが、担当窓口に申請して審査で決定すれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

- ①やむを得ず保険証を提示せず診療を受けたとき
- ②骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
- ③海外で治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）

◎医師が必要と認めた場合は、以下も対象になることがあります。

- ④輸血に用いた生血代
- ⑤コルセット、サポーター等の治療用装具の費用
- ⑥はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき

入院したときの食事代

入院中の食事代は1食460円を負担していただき、残りは国保が負担します。なお、住民税非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を取得していただくと、さらに減額されます。

こんなときには支給があります

- 出産したとき
 - 出産育児一時金
 - ※原則として医療機関で申請 500,000円
 - （産科医療補償制度適用外 488,000円）
- 亡くなったとき
 - 葬祭費（国保年金係窓口で申請） 50,000円

医療費が高額になったとき

1カ月に支払った医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は、70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では異なり、また、所得区分によっても異なります。

該当者には診療の2か月後以降に通知します。

●自己負担限度額（月額）（1回の診療で下記の額を超えると該当）

70歳未満の方の場合				
区分	所得区分	年3回まで	年4回目以降 ※2	
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%	140,100円	
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%	44,400円	
エ	210万円以下	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税※1	35,400円	24,600円	

※1 同一世帯の世帯主と全ての国保加入者が住民税非課税の方

※2 1年間で高額療養費に4回以上該当した場合の額

70歳以上75歳未満の方の場合			
所得区分		外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)
現役並み 所得者 ※1	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円＋(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降140,100円)	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円＋(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降93,000円)	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円＋(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降44,400円)	
一般		18,000円	57,600円 (4回目以降44,400円)
低所得者Ⅱ※2		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3			15,000円

※1 高齢受給者証が「3割」の方。
(同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる方。ただし70歳以上の収入の合計が1人の場合年収383万円未満、2人以上の場合年収520万円未満である場合は「一般」区分。また、平成27年1月以降70歳となる被保険者同一世帯にいる70歳～74歳の被保険者の基礎控除額後の所得合計額が210万円以下の場合も「一般」の判定となります。)

※2 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯の方。

※3 ※2の世帯のうち、必要経費を控除した所得額が全員0円の世帯の方。

「限度額適用認定証」について

事前に「限度額適用認定証」を取得すると支払いが限度額までになります。70歳未満の方は申請してください。70歳以上の方は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は申請してください。毎年更新手続きが必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費が高額になった世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額を適用後、年額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。該当者には通知します。

特定健診を受けましょう

生活習慣病は初期のうちには自覚症状がないことが多く、気づいたときには重症化していることの多い病気です。コロナ禍である今だからこそ、年に一度は特定健診を受け、ご自身の健康を見直しましょう。

対象者 40歳～74歳

対象者の方には、毎年5月に問診票をお送りしています。通常9,000円かかる健診費を無料で受けることができますので是非受診をお願いいたします。

人間ドックや胃・大腸精密検診の補助制度

国民健康保険税を完納している世帯の方を対象に毎年度1回、補助金を支給します。

○人間ドック 日帰り受診 15,000円
1泊2日受診 30,000円
○脳ドック オプションまたは簡易受診 15,000円

【持ち物】人間ドックの領収書
振込先の分かるもの、受診結果

●町が実施した胃・大腸の検診で精密検診になった場合、1人3,000円を限度に補助します。該当者には通知します。

健康コーナー『ふらっと』について

役場1階ロビー北側の通用口付近に健康コーナー『ふらっと』が開設されており、血圧計や体組成計が設置されています。

いまや、日本人の国民病と言われる高血圧を食事療法や運動療法とともに、血圧測定を行い血圧管理をしましょう。また、筋肉や脂肪、骨など体のバランスを体組成計でチェックし、健康的な体ができているか定期的に確認を行いましょう。

“ふらっと” 気軽にお立ち寄りください。